## ◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則(昭和62年4月公告第4号)の一部を次のように改正し、2022年12月1日から施行する。

改正前	改正後
(前略)	(前略)

(通学定期乗車券の発売)

- 第36条 指定学校の学生(第40条第1項第1号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。
  - (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校(通信による教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場を含む。) もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合
  - (2) 100キロメートル以内の区間を乗車する場合
  - (3) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合
- 2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

# (様式省略)

- 備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校もより駅欄を印刷する。
  - (2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と 異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面 接授業会場又は試験会場とかっこ書きし、当該面接授業又は試験会場 所在地住所を記入する。
- 3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。ただし、東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第15条第3項及び第8項の規定による有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。
- 4 指定学校の学生、生徒若しくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場

(通学定期乗車券の発売)

- 第36条 指定学校の学生(第39条第1項第1号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。
  - (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校(通信による教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場を含む。) もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合
  - (2) 100 キロメートル以内の区間を乗車する場合
  - (3) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合
- 2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

## (様式省略)

- 備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校もより駅欄を印刷する。
  - (2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と 異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面 接授業会場又は試験会場とかっこ書きし、当該面接授業又は試験会場 所在地住所を記入する。
- 3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。ただし、東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第15条第3項及び第8項の規定による有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。
- 4 指定学校の学生、生徒若しくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場

改正前	改正後
VA 44- D1)	<b>以上</b> 区

合で、当社が必要と認めるときは、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発 売する。

(中略)

(普通回数乗車券の発売)

- 第39条 旅客が、片道200キロメートル以内の区間の各駅相互間(ただし、山陽本線(新幹線)中新下関・小倉間及び鹿児島本線(新幹線)中小倉・博多間にかかわるものを除く。)を乗車する場合は、当該区間に有効な11券片の普通回数乗車券を発売する。ただし、東日本旅客鉄道会社線、東海旅客鉄道会社線、西日本旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線若しくは九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間又はこれらの区間をまたがる区間については、第40条及び別に定める割引の普通回数乗車券を除き発売を行わないものとする。
- 2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、当社が特に必要と認める場合は、片道 200 キロメートルを超え 300 キロメートルまでの区間に対しても普通回数乗車券を発売することがある。

(通学用割引普通回数乗車券の発売)

第40条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、 生徒が、面接授業又は試験のため、第39条に規定する区間を、区間及び経路 を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者に 合で、当社が必要と認めるときは、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発 売する。

(中略)

(普通回数乗車券の発売)

- 第39条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、 生徒が、面接授業又は試験のため、当該指定学校(通信による教育を行う学校 にあっては、面接授業又は試験会場を含む。)のもより駅までの区間を、区間 及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の 代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したとき は、当該区間に有効な11券片の通学用割引普通回数乗車券を発売する。
  - (1) 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第4条の規定により設置された大学の学生
  - (2) 通信教育を行う高等学校の生徒
- 2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道 200 キロメートル以内の区間の各駅相互間(ただし、山陽本線(新幹線)中新 下関・小倉間及び鹿児島本線(新幹線)中小倉・博多間にかかわるものを除く。) であって、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。ただし、当社が特 に必要と認める場合は、片道 200 キロメートルを超え 300 キロメートルまで の区間に対しても普通回数乗車券を発売することがある。
- 3 第1項に規定するほか、別に定めるところにより、前項に掲げる区間に対して、当該区間に有効な11券片の割引の普通回数乗車券を発売することがある。

(通学用割引普通回数乗車券を購入する際に提出する学生割引証)

第40条 <u>前条第1項及び第2項により発売する</u>通学用割引普通回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、第29条第2項に規定する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証に、東日本旅客鉄道株式会社学校及び教

改正前	改正後
おいて必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指	護施設指定取扱規則第11条第5項の規定によりその在籍する指定学校の代表
定学校(通信による教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場を含	者において乗車券の種類・乗車区間その他の必要事項を記入したものとする。
<del>む。)のもより駅までの区間について、通学用割引普通回数乗車券を発売する。</del>	2 前項の規定により提出する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証
(1) 放送大学学園法 (平成14年法律第156号) 第4条の規定により設置され	の有効期間は、第29条第3項の規定にかかわらず、発行の日から1箇月間と
た大学の学生	する。
(2) 通信教育を行う高等学校の生徒	
2 前項の通学用割引普通回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引	
証は、第29条第2項に規定する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引	
証に、東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第11条第5項	
の規定によりその在籍する指定学校の代表者において乗車券の種類・乗車区間	
その他の必要事項を記入したものとする。	
3 前項の規定により提出する通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証	
の有効期間は、第29条第3項の規定にかかわらず、発行の日から1箇月間と	
する。	
(中略)	(中略)
	(中略)
(通学用割引普通回数旅客運賃)	(通学用割引普通回数旅客運賃)
第107条 第40条の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合は、	第107条 第39条第1項及び第2項の規定により通学用割引普通回数乗車券を
次の各号に定めるところによって普通回数旅客運賃の割引を行う。	発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通回数旅客運賃の割引を
or a decay and a second contract with the second contract of the sec	行う。
(1) 第40条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃	(1) 第 39 条第 1 項第 1 号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃
について 2割引	について 2割引
(2) 第40条第1項第2号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃	(2) 第39条第1項第2号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃
について 5割引	について 5割引
(中略)	(中略)
(大人座席指定料金)	(大人座席指定料金)

#### 改正前

- 第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金 530円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第57条の3第1項第1号 に掲げる期間内の日であるときは、330円とする。
- (2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金
  - イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金

第1号に定める額とする。

ロ <u>SLと客車が一体となって</u>運転する列車に対して発売する大人座席指 定料金

1,680円とする。

ハ 快速列車エアポート号及びノロッコ号に対して発売する大人座席指定 料金

840 円とする。

- (3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金
  - イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金

第1号に定める額とする。

ロ 「SL銀河」車両、「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両又は「B.B.BASE」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840円とする。

ハ 「びゅうコースター風っこ」車両で運転する列車に対して発売する大人 座席指定料金

530円とする。

(中略)

(小児用乗車券類の効力の特例)

第152条 小児用の乗車券類 (定期乗車券及び普通回数乗車券を除く。) は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が12才に達した場合であっても、第147条

### 改正後

- 第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金 530円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第57条の3第1項第1号に 掲げる期間内の日であるときは、330円とする。
- (2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金
  - イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金 第1号に定める額とする。
  - ロ <u>「SL冬の湿原号」車両で</u>運転する列車に対して発売する大人座席指定 料金

1,680円とする。

ハ 快速列車エアポート号及びノロッコ号に対して発売する大人座席指定 料金

840 円とする。

- (3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金
  - イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金 第1号に定める額とする。
  - ロ 「SL銀河」車両、「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両又は 「B.B.BASE」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料 金

840円とする。

ハ 「びゅうコースター風っこ」車両で運転する列車に対して発売する大人 座席指定料金

530円とする。

(中略)

(小児用乗車券類の効力の特例)

第152条 小児用の乗車券類 (定期乗車券及び別に定める割引の普通回数乗車券を除く。) は、その有効期間中に、使用旅客の年齢が12才に達した場合であっ

改正前

の規定にかかわらず、これを使用することができる。

2 前項の規定により小児用の普通乗車券を使用する旅客は、その乗車券と同時 に使用する場合に限り、第147条の規定にかかわらず、小児用の急行券又は座 席指定券を使用することができる。

(中略)

(有効期間)

- 第154条 乗車券の有効期間は、別に定める場合の外、次の各号による。
- (1) 普通乗車券
  - イ 片道乗車券

営業キロが100キロメートルまでのときは1日、100キロメートルを超え200キロメートルまでのときは2日とし、200キロメートルを超えるものは、200キロメートルまでを増すごとに、200キロメートルに対する有効期間に1日を加えたものとする。ただし、第156条第2号に規定する大都市近郊区間内各駅相互発着の乗車券の有効期間は、1日とする。

口 往復乗車券

片道乗車券の有効期間の2倍とする。ただし、第26条第2号ただし書に規定する場合は、往路及び復路の区間ごとに片道乗車券の計算方法によって計算した有効期間を合計した期間とする。

ハ連続乗車券

各券片について、片道乗車券の計算方法によって計算した有効期間を合計した期間とする。

- (2) 定期乗車券
  - イ 通勤定期乗車券及び通学定期乗車券
    - 1箇月・3箇月又は6箇月とする。
  - 口 特殊均一定期乗車券
    - 1箇月とする。
  - ハ特別車両定期乗車券

ても、第147条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

2 前項の規定により小児用の普通乗車券を使用する旅客は、その乗車券と同時 に使用する場合に限り、第147条の規定にかかわらず、小児用の急行券又は座 席指定券を使用することができる。

改正後

(中略)

(有効期間)

- 第154条 乗車券の有効期間は、別に定める場合の外、次の各号による。
  - (1) 普通乗車券
    - イ 片道乗車券

営業キロが100キロメートルまでのときは1日、100キロメートルを超え200キロメートルまでのときは2日とし、200キロメートルを超えるものは、200キロメートルまでを増すごとに、200キロメートルに対する有効期間に1日を加えたものとする。ただし、第156条第2号に規定する大都市近郊区間内各駅相互発着の乗車券の有効期間は、1日とする。

口 往復乗車券

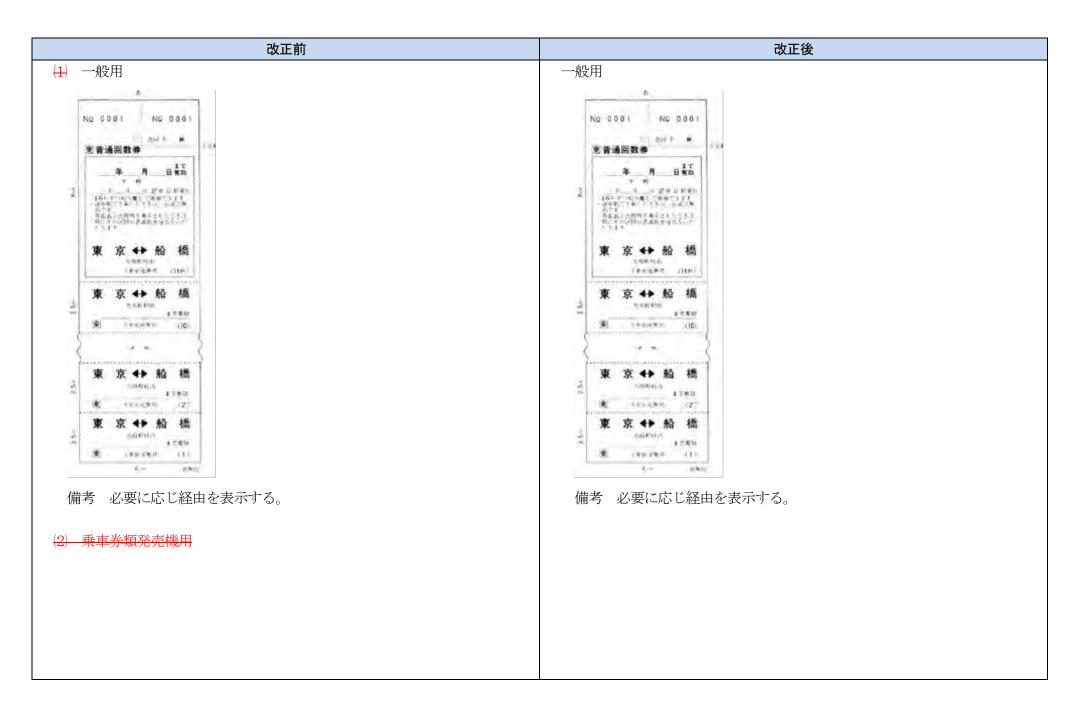
片道乗車券の有効期間の2倍とする。ただし、第26条第2号ただし書に規定する場合は、往路及び復路の区間ごとに片道乗車券の計算方法によって計算した有効期間を合計した期間とする。

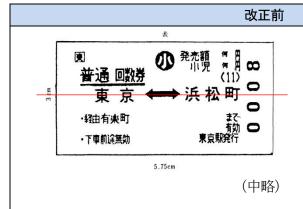
ハ連続乗車券

各券片について、片道乗車券の計算方法によって計算した有効期間を合計した期間とする。

- (2) 定期乗車券
  - イ 通勤定期乗車券及び通学定期乗車券
    - 1箇月・3箇月又は6箇月とする。
  - 口 特殊均一定期乗車券
    - 1箇月とする。
  - ハ特別車両定期乗車券

改正前	改正後
1 箇月又は3 箇月とする。	1箇月又は3箇月とする。
(3) 普通回数乗車券	(3) 普通回数乗車券
3箇月とする。ただし、通学用割引普通回数乗車券については6箇月と	<u>不 通学用割引普通回数乗車券</u>
<u>する。</u>	<u>6箇月とする。</u>
	ロ 別に定める割引の普通回数乗車券
	3箇月とする。
(4) 団体乗車券	(4) 団体乗車券
その都度定める。	その都度定める。
(5) 貸切乗車券	(5) 貸切乗車券
その都度定める。	その都度定める。
2 第 69 条から第 71 条まで及び第 86 条から第 88 条までの規定によって、旅	2 第 69 条から第 71 条まで及び第 86 条から第 88 条までの規定によって、旅
客運賃の計算をする普通乗車券の有効期間は、その旅客運賃を計算する場合の	客運賃の計算をする普通乗車券の有効期間は、その旅客運賃を計算する場合の
営業キロによって計算する。この場合、運賃計算キロによって旅客運賃を計算	営業キロによって計算する。この場合、運賃計算キロによって旅客運賃を計算
するときにおいても、当該区間の営業キロによる。	するときにおいても、当該区間の営業キロによる。
3 旅客運賃が同額のため、2駅以上を共通の着駅とした普通乗車券の有効期間	3 旅客運賃が同額のため、2駅以上を共通の着駅とした普通乗車券の有効期間
は、第1項第1号の規定にかかわらず、その最遠駅着の営業キロによって計算	は、第1項第1号の規定にかかわらず、その最遠駅着の営業キロによって計算
する。	する。
(中略)	(中略)
	( ) · E/
(普通回数乗車券の同時使用)	
第163条 大人用の普通回数乗車券は、これを小児が同時に使用する場合は、第	第 163 条 削除
147 条の規定にかかわらず、1券片をもって小児2人が乗車することができ	
<u>5.</u>	
(中略)	(中略)
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(常備普通回数乗車券の様式)	(常備普通回数乗車券の様式)
第 203 条 常備普通回数乗車券大人小児用の様式は、次のとおりとする。	第 203 条 常備普通回数乗車券大人小児用の様式は、次のとおりとする。





(普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

- 第277条の2 旅客は、普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った普通回数旅客運賃から、券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数(総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。)を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。ただし、旅客が既に支払った普通回数旅客運賃が免税の場合は、免税の普通回数旅客運賃から、券面区間に対する免税の片道普通旅客運賃に使用券片数を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。
- 2 前項の規定により旅客が払いもどしの請求をする場合に、原普通回数乗車券が割引のもの(第40条に規定する通学用割引普通回数乗車券を除く。)であって、その割引が券面区間に対して適用のあるものであるときは、券面区間に対する片道普通旅客運賃を原普通回数乗車券に適用した割引率による割引の片道普通旅客運賃によって計算する。
- 3 第1項及び第2項の払いもどしを請求する旅客は、駅に差し出した券片数に かかわらず手数料として220円を支払うものとする。

(以下略)

(中略)

改正後

(普通回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

- 第277条の2 旅客は、普通回数乗車券の使用を開始した後、その普通回数乗車券の一部券片が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して、既に支払った普通回数旅客運賃から、券面区間に対する所定の片道普通旅客運賃に使用券片数(総券片数から旅客が提出した券片数を差し引いた券片数とする。以下同じ。)を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。ただし、旅客が既に支払った普通回数旅客運賃が免税の場合は、免税の普通回数旅客運賃から、券面区間に対する免税の片道普通旅客運賃に使用券片数を乗じて算出した旅客運賃額を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。
- 2 前項の規定により旅客が払いもどしの請求をする場合に、原普通回数乗車券が割引のもの(第39条に規定する通学用割引普通回数乗車券を除く。)であって、その割引が券面区間に対して適用のあるものであるときは、券面区間に対する片道普通旅客運賃を原普通回数乗車券に適用した割引率による割引の片道普通旅客運賃によって計算する。
- 3 第1項及び第2項の払いもどしを請求する旅客は、駅に差し出した券片数に かかわらず手数料として220円を支払うものとする。

(以下略)